

「気象警報による休講等」について(2)

【ご意見・ご要望】(投稿日:2026 年 6 月 27 日)

この度は「気象警報による休講等について」に丁寧なご回答をいただき、ありがとうございます。

ご回答を拝読し、

「防災気象情報や避難指示が、必ずしも本学のキャンパスに直接は影響がない地区における雨量等の計測結果を基に発表・発令される可能性があり、レベル 4 の危険警報や避難指示の発表・発令をもって一律に休講措置を取ると授業の実施回数確保に支障を来す可能性」

がある点について理解いたしました。

ご回答を踏まえた上で、レベル 4 に該当する防災気象情報・避難指示を種類別に分けて、**要項の改善案を以下の通りご提案いたします。**(高潮危険警報については発表の可能性が著しく低いため除外します)

(1)土砂災害危険警報について

京都市や宇治市の一部地域に土砂災害の危険が迫っている場合には、京都大学周辺の地区に土砂災害の危険が迫っていない場合でも「京都市」や「宇治市」に当該警報が発表される可能性があります。よってご指摘の通り、土砂災害危険警報の発表をもって一律休講とするのは不適切と考えます。

また、現行要項では、京都大学周辺の学区に土砂災害の危険が迫っている際には、第 3 条に基づき教育担当理事の判断によって休講などの措置がとられるものと承知しております。しかし第 3 条は特定の職員の判断を要する性質上、緊急時に意思決定・情報伝達のアルゴリズムが迅速に機能しないおそれがあると考えます。そのため、京都大学周辺の学区に土砂災害の危険が迫っている際の、休講などの判断基準を定めて公表することを提案します。具体的な基準の例として、京都府の提供する土砂災害危険度情報(メッシュマップ)の Web サイトにおいて、京都大学周辺の学区がレベル 4 に該当しているかどうかなどが適切であると考えます。

(既にそのような判断基準を定めておられる場合、大変失礼いたしました。その基準についての情報をいただけると幸いです。)

(2)氾濫危険警報について

昨日、鴨川・高野川に氾濫危険警報が発表され、道路の冠水や護岸の崩落などにより一部の学生・教職員の通勤通学に危険が伴う状況となりました。他教育機関の休講状況や河川からの距離を鑑みても、鴨川・高野川に至近である京都大学は休講として何ら疑問点のない状況であったと考えます。

今回の意思決定プロセスについて私は存じかねますが、危険の伴う通勤通学が発

生したことを鑑みると、「氾濫危険警報に対応する措置」が明文化されていないことの危険性が浮き彫りになったのではないかと考えます。これを考慮して、

「鴨川」「高野川」「宇治川」の3河川のいずれかに氾濫危険警報が発令された場合休講などの措置を実施する旨を定めることを提案いたします。

(鴨川・高野川は吉田キャンパス、宇治川は宇治キャンパスを対象とするのが適当と考えます)

また、その他中小河川の氾濫危険警報については、要項第3条に基づき柔軟に対応する旨を別に定めることを提案いたします。

(3)大雨危険警報について

ご指摘の通り、休講等が「授業の実施回数確保に支障を来す可能性」についての考慮は必要と考えられます。

しかし、大雨危険警報は「重大な災害の起こるおそれ大きい危険な状況である旨を警告して行う予報(気象庁 HP より)」であるため、頻繁な発表が予想される警報にはあらず、補講等を実施してもカリキュラムの履行が困難なほどの休講を想定する必要性は小さいと考えます。(参考:レベルが1つ上にあたる警戒レベル5「大雨特別警報」が京都府に発表された回数は13年前の運用開始以来2回)

また、実際の発表時に「本学のキャンパスに直接は影響がない地区における雨量等の計測結果を基に発表・発令され」たものであるかを逐一判断することは困難であり、判断の遅れにより混乱が生じた場合には学生・教職員の人命に危険が及ぶリスクもあります。改めて、大雨危険警報が警戒レベル4の「全員避難」に相当する点も踏まえて、以下の通り改善案を提案いたします。

・京都市または京都市を含む地域に大雨危険警報が発表→吉田キャンパスにおいて授業休止または定期試験の延期

・宇治市または宇治市を含む地域に大雨危険警報が発表→宇治キャンパスにおいて授業休止または定期試験の延期

以上(1)-(3)の危険警報について、それぞれ下線部の内容をご提案いたします。

危険警報に関する要項を定めずとも、「第3条により教育担当理事が学生の安全を確保するために必要であると判断した場合、休講措置を取ることができ」る点に関しては承知しております。しかし第3条のような非自動的で基準が曖昧な措置は、本来想定していなかった事象などに対応する目的で運用されるべきであり、危険警報発表のような「あり得る事象として十分に想定可能」な事象に対して運用するのは望ましい在り方でないと考えます。

また、レベル3の暴風警報発表時に休講などの措置が定められていて、レベル4の危険警報で定められていないのは安全管理上矛盾を生じていると考えます。

これらの理由により、災害発生のおそれが高まった際に、学生・教職員の安全を守

る措置をより迅速に実施するため、今般の防災気象情報の変更に合わせて上記下線部の通り要項を改正することが望ましいと考えております。

つきましては、(1),(2),(3)の下線部それぞれについて、担当者様または京都大学としてのご意見を頂きたく存じます。また、要項に関してその他改定の検討をなされていれば、その点についてお聞かせ願いたいです。いち学生の身ですが、建設的な議論をできればと思っております。

【回答】(回答日:2026 年 7 月 23 日)

(回答部署:学務部学務課)

この度は今後の大学の安全な環境構築を考えていくにあたり、貴重なご提言・ご指摘をいただき、ありがとうございました。

(1)

土砂災害危険情報は、「学区」という京都市が用いる地域単位ごとに発表されます。本学の北部キャンパスの大部分が位置する「北白川学区」は、キャンパス周辺の平地だけでなく、滋賀県との県境に接する山間部も含んでいます。このため、「学区」単位での発表や、京都市が発令する避難指示を基準とすると、本学に直接は影響がない範囲での発表・発令をもって一律に休講措置を取ることとなり、やはり授業の実施回数確保に支障を来す可能性があります。このことから、最終的には本学のキャンパスに影響があるかを踏まえたうえで判断することが適切であると考えています。

参考:「京都市防災ポータルサイト 自分の学区について知る」

<https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/0000000173.html>

(2)

2026 年 6 月 26 日(金)、午前 5 時 10 分に鴨川・高野川にレベル 4 氾濫危険警報が発表されたことに伴い、担当課において対応を協議しました。休講判断の基準となる午前 6 時 30 分の時点ではレベル 4 の警報は解除されていませんでしたが、京都府の河川防災情報の荒神橋観測所の水位グラフで確認し、氾濫危険水位未満まで水位が低下する見通しであること等を踏まえ、総合的な判断により休講措置を取らないこととしました。

今後の運用については、今回の事例も踏まえて引き続き検討していきます。

(3)

大雨に関する情報では、大きな河川以外の河川氾濫と低地の浸水被害の両方を扱うことになります。こうした現象で避難が必要になるような状況が見込まれる際に、

レベル 3 大雨警報やレベル 4 大雨危険警報が発表され、さらに状況が悪くなる場合にはレベル 5 大雨特別警報が発表されます。ご提案の内容も併せ、要項改正の要否も含めて検討するため、新設されたレベル 4 の大雨危険警報がどのような状況・頻度で発表されるか等の情報を収集しているところです。

ご提案のとおり、ある一定の基準をもって一律に判断するならば迅速な意思決定が可能となる反面、規定化することで硬直的な判断ともなり得ます。本学としては、当面は現行の要項を適切に運用することで、学生の安全確保が最優先であることを大前提としつつ、教育・研究活動との両立を図って参ります。レベル 4 の設定がない、暴風、波浪、大雪、暴風雪の特別警報や警報との整合性も踏まえ、引き続き検討していきます。